

《長崎県看護職員修学資金の貸与を申請される方へ》

★申請書作成の際に、よく読んでご記入ください。

I 申請書記入の際の留意事項

(1) 貸与希望修学資金 種類

「保健師」、「助産師」、「看護師」又は「准看護師」のいずれかを記入してください。

(2) 家族の状況

同一生計を営む家族を記入してください。（基本的には同居の家族になりますが、単身赴任等で別居であっても生計を同一とする者は含まれます。申請者が一人暮らしの場合は、実家の家族も含めて記入してください。）

(3) 家族の状況 年間所得

源泉徴収票等を参考に年間所得額を記入してください。なお、源泉徴収票等所得証明書については、学校が発行する推薦書の添付書類となりますので、年間所得額を記載した者全員分の証明書（原本）を申請書に添付して学校へ提出してください。（直近の証明書を提出ください）

自営業の家族で収入証明書類として確定申告書の控えを提出する場合、記載されている方全員の個人番号（マイナンバー）にマスキング（黒塗り）するなどして分からないようにして提出してください。

(4) 家族の状況 特記事項

家族の離職など、貸与を受けるにあたって特記すべき事項を記入してください。

(5) 過去の修学資金貸与の有無

昨年度までに受けた看護職員修学資金の貸与も含みます。

(6) 申請者及び連帯保証人の署名について

- ・申請書の申請者名は申請者ご本人が、連帯保証人名は連帯保証人ご本人が必ず自署してください。
- ・申請書の押印欄廃止に伴い、本人印と連帯保証人印は不要です。
- ・連帯保証人は、貸与申請の際に印鑑登録証を添付する必要はありませんが、貸与決定者の連帯保証人に対して、後日借用証書の提出の際に印鑑登録証の添付を求めますのでご留意ください。

(7) 申請書記載内容の訂正については二重線で消して訂正ください（訂正印不要）。

ただし、貸与希望修学資金の金額の訂正はできません。金額を間違えた際は、申請書を書き直してください。

(8) 継続申請する者で氏名、住所、連帯保証人等に変更があった場合は、必ず変更届を提出してください。提出する書類で記載内容に誤りがある場合、修正のうえ再度提出いただくことがあります。

2 連帯保証人について

(1) 連帯保証人2名は、原則は、別世帯、別生計の方となります。

ただし、同一世帯、同一生計者であっても、保証人が別々に就業し収入証明書類により個別に保証能力を有すると認められる場合は、同一世帯者であってもよいこととします。

(2) 連帯保証人については所得のわかる証明書（源泉徴収票の原本又は所得証明書の原本）を添付してください。（直近の証明書を提出ください）

(3) 連帯保証人は無職の者は不可となります。

(4) 貸与申請者が未成年者である場合は、保証人2名の内1名は必ず親権者を保証人にしてください。ただし既婚者を除きます。（民法第4条関連）

(5) 連帯保証人の年齢制限は設けていませんが、貸与開始から返還債務免除までの就業期間が長期になる場合もあるので、連帯保証人が高齢者や姻族・知人である場合には健康面や将来的な収入、本人との関係性なども考慮し、連帯保証人としての適性を判断してください。

(6) 貸与金が返還となった場合は、連帯保証人にも返還義務が生じます。

3. 質疑事項回答書について

新規申請される方は別紙1に必要事項を記入いただき、申請書と同時に提出をお願いします。

また、継続申請の方で令和6年度卒業予定の方は別紙2を記入いただき、ご提出ください。

なお、継続申請を希望されない方につきましても別紙2の提出をお願いします。

4 貸与決定における審査について（新規申請者のみ）

申請者が増加傾向にあることを踏まえ、貸与者の決定にあたっては、申請者の世帯所得状況や他の奨学金との併願状況、養成所における過去の貸与者の県内定着状況などを考慮することをあらかじめご了承ください。

5 問い合わせ先

修学資金貸与事業にかかる事務手続きに関し、質問事項等がございましたら下記まで問合せください。なお、申請様式等については、県医療人材対策室HPに更新を予定しております。

長崎県ホームページ 【看護職員修学資金】で

【長崎県福祉保健部医療人材対策室 看護師確保推進班 TEL：095-895-2423】